千葉県市川市市川南二丁目8番8号京 葉 瓦 斯 株 式 会 社 代表取締役社長 江口 孝

株式分割に関する基準日設定公告

京葉瓦斯株式会社(以下「当社」)は、2024年11月28日開催の取締役会において、2025年1月1日を効力発生日として、当社普通株式1株につき3株の割合で分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当を受ける権利の基準日を 2024 年 12 月 31 日 (同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質は 2024 年 12 月 30 日) と定めましたので公告いたします。

なお、当社の発行可能株式総数につきましては、会社法第 184 条第 2 項の規定に基づき、 2025 年 1 月 1 日付にて当社定款第 6 条を変更し、80,000,000 株増加して、120,000,000 株 といたします。

以上

お知らせおよびご注意

- 1. 株式の分割後のご所有株式に関するご案内は、2025 年2月上旬にお届出住所にお送り申し上げる予定です。
- 2. 2025 年1月1日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- 3. (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きを お願いいたします。
 - (2) 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

口座管理機関

みずほ信託銀行株式会社

連絡先

〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 TEL 0120-288-324 (フリーダイヤル)